税金上の優遇措置について

市区町村や都道府県に対してふるさと納税（寄附）を行った場合、２，０００円を超える部分について一定の限度まで税額控除を受けられます。

＜モデルケース＞

家 族 構 成：本人、扶養家族３人（配偶者、子供２人）
給与収入：約６，０００，０００円
住民税（所得割）：２３０，０００円
所得税の限界税率：１０％
弘前市へ５０，０００円を寄附した場合

※住民税は翌年度課税分から控除となります。（２７年中に寄附をすれば２８年度課税される住民税）

寄附金額：５０，０００円				
適用下限額（寄附金控除対象外）：2,000 円	寄附金控除対象額　：　**４８，０００円**（①～④の合計）			
	所　得　税		住　　民　　税	
	所得税からの控除は**4,800円①**（限界税率10%）	※	基本控除は**4,800円③**（10%一律）	特例控除は**38,300円④** （50,000円－2,000円）×（90%－限界税率10%×1.021） **(注)この場合、住民税特例控除の上限は46,000円（住民税の所得割の2割）**

復興特別所得税分は**100円②**
4,800円×2.1%

(注)平成27年1月1日以降の寄附分について、住民税の特例控除の上限額が、所得割の1割から所得割の2割に引き上げられました。

優遇措置を受けるための申告手続きについて

寄附をされた方は、**翌年の申告時期（平成２８年２月１５日～３月１５日）**になりましたら、ご面倒でも自分の住所地の税務署または市区町村へ「寄附金受領証明書」を添付して申告をしていただくことになります。

＜税務署へ確定申告していただく方＞

給与所得者や年金所得者で所得税が源泉徴収されている方、あるいは事業収入等があり毎年税務署へ確定申告をされている方などですが、税務署へ確定申告された方は、市区町村への申告は必要ありませんのでご留意ください。

＜市区町村へ申告していただく方＞

年金収入のみで所得税がかからないなどにより、税務署への確定申告が不要な方ですが、その場合は、同封の「市町村民税・道府県民税寄附金税額控除申告書」に、「寄附金受領証明書」を添付して、お住まいの市区町村へ提出していただくだけで結構です。

※この制度は全国共通ですが、申告手続きに関しましてご不明な点や詳しいことをお知りになりたい場合は、ご面倒でもお住まいの市区町村の住民税担当窓口へお尋ねくださるようお願いします。

担当：弘前市財務部市民税課
電話：0172-35-1111 内線239,241,263,264